

石巻地区建設工事関係者労働災害防止連絡会議  
気仙沼地区建設工事関係者労働災害防止連絡会議

構成員 各位

石巻労働基準監督署長



「平成 27 年度 年度末労働災害防止強調運動の実施について」  
(要請)

日頃、労働基準行政の推進に当たって御協力をいただき感謝申し上げます。

標記については、先日の会議において御了承いただいているところですが、本年に入り復旧・復興工事での死亡災害が続発したことに伴い、当該運動の実施に合わせて、各工事現場における統括安全衛生管理等に係る自主点検を実施し、報告を求めることにしたいと思っております。

つきましては、御多用中恐縮ですが、下記 1 から 4 について受注者、関係する構成機関等への連絡・周知をお願いします。

記

1. 受注者、関係する構成機関等への依頼文例（別紙 1）
2. 年度末労働災害防止強調運動実施要領（別紙 2）
3. 同要綱周知用チラシ 別紙 3
4. 年度末労働災害防止自主点検報告書 別紙 4
5. 受注者、関係する構成機関等への周知について
  - (1) 発注機関構成員は関連部署へ連絡するとともに、可能な範囲で受注業者への周知をお願いします。
  - (2) 建設業関係団体は、傘下会員への周知をお願いします。
  - (3) 自主点検結果は、関係機関からの連絡が重複した場合でも各工事現場で 1 枚提出していただければ結構です。

※ 要綱等のデータについては、宮城労働局ホームページ内に掲載予定です。

【お問い合わせ】

担当：石巻労働基準監督署 安全衛生課長

TEL0225-22-3365

(別紙1)

依頼文例

平成28年 月 日

各 位

石巻労働基準監督署長

「年度末労働災害防止強調運動の実施及び自主点検に係る報告について」  
(要請)

日頃、労働基準行政の推進に当たって御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当署管内では、今年度、住宅建築工事現場での作業床からの墜落による死亡災害や、建設工事車両に激突され、巻き込まれによる死亡災害が相次いで発生しています。

これからの年度末は、多くの工事が竣工に向け追い込み時期でもあり現場が繁忙となること、また工事関係者、職種の出入りも多く現場が錯綜すること、さらには過重労働が生じやすい時期であることから重大災害のリスクも大きくなることが懸念されます。

つきましては、今般、標記運動を、関係機関・団体等が連携した「石巻（気仙沼）地区建設工事関係者労働災害防止連絡会議」主唱のもとに実施することとしましたので、貴事業場におかれましても、別添1要領を参照に、労働災害防止活動を一層強化していただきますようお願いいたします。

あわせて、同運動実施に当たって、その安全衛生管理状況を、別添2の年度末労働災害防止自主点検報告書により御提出いただきますようお願い申し上げます。

- ※ 要綱等のデータについては、宮城労働局ホームページ内に掲載予定です。
- ※ 自主点検報告書は、2月末までに当署あてFaxにてお送りください。なお、資料を添付していただく場合はお手数ですが郵送にてお送りください。
- ※ 自主点検結果は、関係機関からの連絡が重複した場合は各工事現場で1枚提出していただければ結構です。なお、同報告書は発注機関にも提供する場合がありますので御了承ください。
- ※ 参考資料として平成27年建設業労働災害防止対策実施事項（建災防ホームページに掲載）などを御活用ください。

【お問い合わせ・提出先】

石巻労働基準監督署 安全衛生課

〒986-0832 石巻市泉町4-1-18

TEL0225-22-3365

Fax0225-22-3368

平成 2 8 年 1 月 2 2 日

大規模建設工事連絡協議会

構成員 各位

石巻労働基準監督署長



「年度末労働災害防止強調運動の実施及び自主点検に係る報告について」  
(要請)

日頃、労働基準行政の推進に当たって御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当署管内では、今年度、住宅建築工事現場での作業床からの墜落による死亡災害や、建設工事車両に激突され、巻き込まれによる死亡災害が相次いで発生しています。

これからの年度末は、多くの工事が竣工に向け追い込み時期でもあり現場が繁忙となること、また工事関係者、職種の出入りも多く現場が錯綜すること、さらには過重労働が生じやすい時期であることから重大災害のリスクも大きくなることが懸念されます。

つきましては、今般、標記運動を、関係機関・団体等が連携した「石巻（気仙沼）地区建設工事関係者労働災害防止連絡会議」主唱のもとに実施することとしましたので、貴事業場におかれましても、別添 1 要領を参照に、労働災害防止活動を一層強化していただきますようお願いいたします。

あわせて、同運動実施に当たって、その安全衛生管理状況を、別添 2 の年度末労働災害防止自主点検報告書により御提出いただきますようお願い申し上げます。

- 要綱等のデータについては、宮城労働局ホームページ内に掲載予定です。
- 自主点検報告書は、2 月末までに当署あて Fax にてお送りください。なお、資料を添付していただく場合はお手数ですが郵送にてお送りください。
- 自主点検結果は、関係機関からの連絡が重複した場合でも各工事現場で 1 枚提出していただければ結構です。なお、同報告書は発注機関にも提供する場合があるので御了承ください。
- 参考資料として平成 27 年建設業労働災害防止対策実施事項（建災防ホームページに掲載）などを御活用ください。

【お問い合わせ・提出先】

石巻労働基準監督署 安全衛生課

〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18

TEL0225-22-3365

Fax0225-22-3368

平成 28 年 1 月 22 日

(公社) 宮城労働基準協会石巻支部長 殿

(公社) 宮城労働基準協会気仙沼支部長 殿

石巻労働基準監督署長



## 「年度末労働災害防止強調運動の実施について」

(要請)

日頃、労働基準行政の推進に当たって御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、例年年度末は、建設業では労働災害が多発する時期であり、厚生労働省から先頃発表された、全国の公共工事における月別死亡労働災害の発生状況では、2月に多発している傾向にあると発表されています。

当署管内では、昨年住宅建築工事現場での作業床からの墜落による死亡災害や建設工事車両に激突され、巻き込まれによる死亡災害が相次いで発生しています。

年度末は、多くの工事が竣工に向け追い込み時期でもあり現場が繁忙となること、また工事関係者、職種の出入りも多く現場が錯綜すること、さらには過重労働が生じやすい時期であることから重大災害のリスクも大きくなることが懸念されます。

つきましては、今般、標記運動を下記により、先ごろ開催しました発注機関・建設業関係団体等で構成する「石巻（気仙沼）地区建設工事関係者労働災害防止連絡会議」主唱のもとに実施することとしましたので、貴団体におかれましても御協力を賜りたく、傘下関係事業場へ別紙 2 のチラシを配布するなどして周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 年度末労働災害防止強調運動実施要領（別紙 1）
2. 同運動 周知用チラシ（別紙 2）

※ 要領等のデータについては、宮城労働局ホームページ内に掲載いたします。

【お問い合わせ】

担当：石巻労働基準監督署 安全衛生課長

TEL0225-22-3365

## 平成27年度 建設業年度末労働災害防止強調運動実施要領

### 1 趣旨・目的

平成27年の石巻労働基準監督署管内の建設業の労働災害は、速報値で、死亡3名を含む100名の方が休業4日以上死傷災害に遭われており、前年同期比3.8%の減少となっているもの、依然として高水準となっている。

死亡災害は、住宅建築工事現場での作業床からの墜落による災害が2件、落下してきた鉄骨による挟まれ災害が1件となっている。また、警備業で道路工事現場で出張作業していた交通誘導員が、建設車両に激突されて死亡する災害も発生している。

さらに、平成28年に入り、車両系建設機械による激突された事故及び巻き込まれ事故で2名の方が死亡している。

一般に、3月の年度末は多くの工事で工期末を迎えるが、これは、多くの工事が竣工に向け追い込み時期であり、工事を急ぎ現場が繁忙となること、また工事関係者、職種の出入りも多く現場が錯綜すること、元請職員が事務作業に追われ統括安全衛生管理が不十分となることに加え、過重労働による労働者の注意力の低下による要因があると言われている。

東日本大震災からまもなく5年が経過し、復旧・復興工事は、被災地の皆様から一刻も早い完成が望まれているところではあるが、スピードが要求されるからこそ「安全第一」を徹底する必要がある。

ついては、年度末となるこの期間、「建設業年度末労働災害防止強調運動」を展開し、関係機関・団体及び事業場の関係者は、一層の安全衛生水準の向上を目指し、緊密な連携のもとに労働災害防止活動を強化するものとする。

### 2 実施期間

平成28年2月1日(月)～3月31日(木)

### 3 重点事項

- (1) 各関係機関・団体による安全衛生パトロールの実施
- (2) 店社の経営幹部による「安全第一」及び復興ゼロ災運動に係る所信表明
- (3) 店社安全衛生パトロールの実施
- (4) 工期切迫時や工法変更時の安全衛生確保上の検討及び店社の支援体制の構築、並びに発注機関等との協議の実施
- (5) 協議組織の適切な運営等元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
- (6) 近接・密集して行われる場合の元方事業者による、より詳細な連絡・調整の徹底
- (7) リスクアセスメントや危険予知訓練の有効な実施
- (8) 元方事業者は、関係請負人に対し、新規入場者教育の適切な実施に必要な指導援助

を行うとともに、当該教育の実施状況について把握しておくこと。

- (9) 元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、安全衛生管理状況を把握するとともに、当該工事現場の取り決め事項や作業間の連絡調整の具体的実施方法等を周知徹底すること。
- (10) 墜落・転落災害防止対策の徹底
  - ① 足場の組立て等作業での「手すり先行工法」の採用の推進
  - ② 低層住宅建築工事における「足場先行工法」の推進、梁下等開口部の防網設置、安全帯使用の徹底
  - ③ 屋根上作業での、安全設備の設置
  - ④ 移動はしご作業における墜落・転落災害防止対策の徹底
  - ⑤ 開口部、作業床の端に、手すり、中さん等の設置の徹底
  - ⑥ ハーネス型安全帯の使用の促進
- (11) 車両系建設機械・クレーン等災害の防止対策の徹底
  - ① オペレーターに対する基本的安全ルールの再徹底
  - ② 運行経路・作業方法等作業計画の作成・周知
  - ③ 作業半径内の立入禁止措置の徹底及び誘導員配置の際の合図の徹底
  - ④ 用途外使用の排除
  - ⑤ 転倒危険場所における路盤強化、幅員保持の徹底と、シートベルト着用の励行
  - ⑥ 運転席から離れる場合の逸走防止対策の徹底
- (12) 倒壊・崩壊災害の防止対策の徹底
  - ① 溝掘削作業での「土止め先行工法」の採用
  - ② 斜面崩壊防止のため、地山の状態と変化に関する点検の強化
  - ③ 足場倒壊防止のため、強風時は養生シートを外す、控え、壁つなぎを補強する等の措置の徹底
- (13) 交通労働災害防止対策の徹底
  - ① 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
  - ② マイクロバス等の現場への送迎使用については、安全な運行経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後に運転する者に対する休養への配慮
  - ③ 工事用車両等の運行については、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限・安全標識設置等の計画の作成と実施
  - ④ 運転者の定期健康診断の実施状況および運転前の健康状態の把握
- (14) 健康管理の徹底
  - ① 作業員の健康状態の把握と適正な配置、および心身両面にわたる健康づくりの実施
  - ② 過重労働等による健康障害の防止のため、長時間労働の抑制並びに長時間労働者への医師による面接指導等の実施

#### 4 主唱

##### 石巻地区 建設工事関係者労働災害防止連絡会議（平成 27 年度）

- ・ 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所  
石巻国道維持出張所 三陸道維持出張所
- ・ 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所
- ・ 宮城県東部土木事務所
- ・ 石巻市
- ・ 東松島市
- ・ 女川町
- ・ 宮城県建設業協会 石巻支部
- ・ 石巻地区木造家屋等建築工事安全対策委員会
- ・ 石巻地区大規模建設工事連絡協議会
- ・ 石巻労働基準監督署

##### 気仙沼地区 建設工事関係者労働災害防止連絡会議（平成 27 年度）

- ・ 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 気仙沼国道維持出張所
- ・ 宮城県気仙沼土木事務所
- ・ 気仙沼市
- ・ 南三陸町
- ・ 宮城県建設業協会 気仙沼支部
- ・ 気仙沼地区木造家屋等建築工事安全対策委員会
- ・ 気仙沼地区大規模建設工事連絡協議会
- ・ 石巻労働基準監督署

#### 5 事務局 石巻労働基準監督署 安全衛生課

電話 0225-22-3365